○ 財政健全化法に基づく健全化判断比率等の状況 (愛川町令和6年度決算)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)とは、財政の健全さを 計る下記の指標の公表を義務付け、早期健全化の枠組みなどを定めた法律で、国民健康保 険などの特別会計や企業会計、さらには土地開発公社などの会計もチェックされています。 町の「健全化判断比率等」の状況は、全ての指数が基準を大きく下回っているため、財 政の健全性が保たれています。

	指標	説明	比 率	早期健全化基準	財政再生 基 準
健全化判断比率	実質赤字比率	一般会計を対象とした実質赤字の標 準財政規模に対する比率	— % —	% 13.46	20.0
	連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準 財政規模に対する比率	_	18.46	30.0
	実質公債費比率	一般会計が負担する元利償還金等の 標準財政規模に対する比率	1.4	25.0	35.0
	将来負担比率	一般会計が将来負担すべき実質的な 負債の標準財政規模に対する比率	_	350.0	
資金不足比率 (水道·公共下水道事業)		資金不足額 (赤字額) の事業規模に対 する比率	_	(経営健全化基準) 20.0	

- ※ 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」及び「資金不足比率」は、実質収支が黒字となり赤字額が生じないため「一 (ハイフン)」となっています。また「将来負担比率」は、「将来負担額(地方債残高など)」に対し、「充当可能財源等(基金、都市計画税、基準財政需要額に算入される地方債など)」が上回っているため「一 (ハイフン)」となっています。
- ※ 「早期健全化基準・経営健全化基準」は「財政の自主的な改善努力が求められる段階」、 「財政再生基準」は「国等の関与により健全化が図られる段階」をあらわす基準値で、 各自治体の「健全化判断比率・資金不足比率」がこれらの基準値を超えた場合には、「財 政健全化計画」、「財政再生計画」、または「経営健全化計画」を策定するなど、法律に 基づき健全化に向けた取り組みが行われます。